平成２０年（フ）第３０７４号
名古屋市千種区池下１丁目11番19号、開始決定時の住所名古屋市瑞穂区松栄町２丁目60番地の８
破産者　牧野　肇
１　決定年月日　平成21年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３８０４号
愛知県犬山市上坂町２丁目212番地
破産者　伊藤　久
１　決定年月日　平成21年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０１７号
名古屋市名東区高社２丁目110番地　シャングリラ一社203号
破産者　守田　肥子
１　決定年月日　平成21年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第１９１９号
神戸市中央区中尾町10番31号ディオレ新神戸314
破産者　丸岡　秀明
１　決定年月日　平成21年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４９１号
神戸市垂水区学が丘２丁目１番415―302号、前住所神戸市長田区長田天神町６丁目５番１―732号
破産者　田中ウォータープルーフこと　田中弘之
１　決定年月日　平成21年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第２１５号
広島県東広島市西条本町７番21号、住民票上の住所広島市南区皆実町５丁目20番９―602号アームズ皆実
破産者　久田　勝士
１　決定年月日　平成21年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第７４３号
広島市佐伯区河内南１丁目37番42号
破産者　西　美好
１　決定年月日　平成21年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成１９年（フ）第３９号
長崎県諫早市多良見町木床1659番地　コーンフォタブル光本Ｅ棟、申立時の住所長崎県大村市宮小路３丁目1415番地４　タウンハウスＢ号
破産者　森山　佳和
１　決定年月日　平成21年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第３４５号
札幌市中央区南５条西26丁目２番22―506号
破産者　定免　惠二
１　決定年月日　平成21年７月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第７３８号
札幌市豊平区平岸３条８丁目９番23―408号
破産者　宗原　宏志
１　決定年月日　平成21年７月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１８１号
札幌市西区発寒６条14丁目14番12号　ハイツラハＤ―１号
破産者　細川　幸二
１　決定年月日　平成21年７月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第３７０号
北海道帯広市西16条南６丁目30番23号
破産者　山田　哲
１　決定年月日　平成21年７月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２０年（フ）第３７１号
北海道帯広市西16条南６丁目30番23号
破産者　山田まり子
１　決定年月日　平成21年７月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第５９号
北海道河東郡音更町緑陽台南区21番地123　ノーストピアＡ棟102号室
破産者　吉田　理衣（旧姓髙木）
１　決定年月日　平成21年７月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第３６９号
宮城県名取市高舘吉田字前沖191番地の17
破産者　佐々木　希
１　決定年月日　平成21年７月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第６１号
秋田県横手市鍛冶町２番８号
破産者　大澤　建
１　決定年月日　平成21年７月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第１号
福島県南相馬市小高区飯崎字北原60番地飯崎住宅８号
破産者　結城　善孝
１　決定年月日　平成21年７月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第６６号
福島県双葉郡楢葉町大字下繁岡字赤粉１番地の13
破産者　安部　正人
１　決定年月日　平成21年７月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２０年（フ）第３０１７号
神奈川県藤沢市湘南台２丁目34番地の１　小泉第１ハイツ201号室、開始決定時の住所神奈川県藤沢市大鋸1027番地の３
破産者　小林　欣二
１　決定年月日　平成21年７月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部